

(仮和訳)

トー・ラム公安大臣第02号指示（3月31日付）

- 1 COVID-19 対策に関するチョン書記長の呼びかけを徹底して遵守するよう宣教する。公安士官を組織・動員し、27日付首相指示第15号、COVID-19対策強化に関する24日付公安大臣第01号指示（入国者の調査等）、公安省COVID-19対策委員長（公安副大臣）の指示、治安秩序・犯罪対策に関する30日付第267号報告等を有効的に実施する。
- 2 公安大臣命令：公安省各局及び地方公安局の長は、政府首相指示16号を徹底して実施する。COVID-19対策を最前線で直接かつ中核的に実施する人民公安当局の機能・任務を鑑みて、公安大臣は以下のとおり要請する。
  - (1) 公安省及び地方公安局の長は、管轄地域の実際の状況を考慮し、当直班を複数に組織し、常備させて、4月1日0時から15日間の社会隔離期間のCOVID-19対策を含む治安秩序を守ること。他人との接触を制限し、接触する際2メートル以上の間隔を保つこと、医療機関の隔離に関する規定を履行すること。
  - (2) 公安省及び地方公安局の長は、緊急を除き、市民対応窓口を一時的に閉鎖すること。
  - (3) 刑法240条第1項c号「人に危険な感染症を拡散する罪」及びCOVID-19関連犯罪の法解釈及び訴訟手続きを規定した最高人民裁判所審理評議会の2020年3月30日付公文書第45号に基づき、首相指示第16号に違反した者を早期に発見し、厳正に処罰する。
  - (4) 地方公安局は、2020年3月8日から入国し、隔離の対象ではない人のスクリーニングを引き続き至急を実施し、直接接触者・濃厚接触者をリストアップ・分類して、同省市COVID-19対策委員長に報告し、適切な隔離措置（集団隔離、自宅隔離、宿泊施設隔離等）をとる。
  - (5) ハノイ市公安局及びホーチミン市公安局は公安省の医療局、機動警察司令部等、同2市の医療局、人民委員会と密接に連携して、あらゆる対策でハノイ市のバクマイ病院及びホーチミン市のBUDDHAバーにおける集団感染を徹底的処理する措置を講じる。保健局と連携し、チュオンシン会社の各種活動と関連し、感染のリスクがある人を全員リストアップし、感染源を迅速かつ徹底的に処理するために医療観察、監視、隔離を行う。
  - (6) 出入国、外国人の管理を引き続き良好に行い国内の感染拡大を食い止める。集団隔離施設に公安士官を常駐させ、治安秩序を確保する。人民軍、医療局と密接に連携して、感染者及び感染の疑いがある者を発見、監視、隔離を行う。混乱や誤解を招く情報を拡散した者を厳正に処罰する。COVID-19対策に関わる（医療物資・機材の）窃盗、密輸、偽造品の製造を含む社会の犯罪対策を強化する。